

全国市町村初！電話リレーサービス利用料の全額公費負担を開始！ 当事者団体と協力し、体験・登録会を開催します

大府市は、2025年4月から聴覚障がいなどの方を対象に、電話リレーサービスの地域登録を活用し、市町村では全国で初めて同サービスの利用料の全額公費負担を開始するとともに、当事者団体と連携し、6月8日に利用者向けの体験・登録会を開催します。

市では、2022年4月に施行した「大府市障がいのある人のコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、災害用コミュニケーションボードの制作や点字プリンタの導入などを進めてきました。この取り組みを通して、電話リレーサービスの利用促進と障がい特性に合わせたコミュニケーション手段の選択肢を広げます。

■「電話リレーサービス 地域登録」と利用料の公費負担の概要

サービスの概要／きこえない人（聴覚や発話に困難がある人）と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスで、総務省が指定する提供機関（一般財団法人日本財団電話リレーサービス）が実施します。

利用料の公費負担の概要／電話リレーサービス利用者も初めて利用する方も、大府市が行う地域登録に申請すると、申請した翌月分（申請日が16日以降の場合は翌々月分）から、市が利用料を全額公費負担します。

対象者／大府市に居住し、住民基本台帳法に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者で、次のいずれかの要件を満たす者

- 身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障がいまたは音声言語機能障がいがあると認められる者
- 医療機関の診断書により難聴または発話が困難であると認められる者

申請に必要なもの／身体障害者手帳の写しまたは医療機関の診断書

対象者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

申請方法／高齢障がい支援課窓口または電話リレーサービス体験・登録会へ。

※ 記者会見では、一般財団法人日本財団電話リレーサービス 広末陽彦（ヒロスエ ハルヒコ）様、大府市在住の聴覚障がい者の協力を得て、電話リレーサービスのデモンストラレーションを行います。

■「電話リレーサービス体験・登録会」の概要

内容／電話リレーサービスを使用した通話体験ができます。このサービスへの利用登録・地域登録の申請ができ、即時で電話番号の交付を行います。また、体験・登録会で登録された方は、当日から利用料が公費負担となります。

日時／2025年6月8日（日）午後2時～午後4時

場所／大府市役所地下会議室 001（大府市中央町 5-70）

申請に必要なもの／スマートフォンまたはタブレット

身体障害者手帳の写しまたは医療機関の診断書

対象者の本人確認書類（個人番号カード・運転免許証など）

料金／無料

協力／一般財団法人日本財団電話リレーサービス、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会

※6月8日（日）の体験・登録会の取材を希望される場合は、事前に高齢障がい支援課（電話：0562-85-3558）までご連絡ください。

- 参考資料 「手話で、文字で、電話を通訳。電話リレーサービスパンフレット」
「市町村初！2025年4月スタート 電話リレーサービスチラシ」(大府市発行)

【問い合わせ先】

大府市高齢障がい支援課

担当：川合菜帆（カワイ ナホ）、阪野圭亮（バンノ ケイスケ）

電話：0562-85-3558 FAX：0562-47-3150 メール：kourei-shougai@city.obu.lg.jp

電話リレーサービスは こんなときに便利!



仕事のやりとり

取引先から細かな確認を求められた際にメールでうまく回答できなかったけれど、手話で電話してみたら、スムーズに伝わりました。急な用事も同様に電話を頼む必要がなくなりました。

夜間の病院連絡

子どもの体調が急に悪くなったときに、119へ通報し救急車を呼ぶことができました。24時間365日、いつでもかけられるので、いざというときにとても安心です。



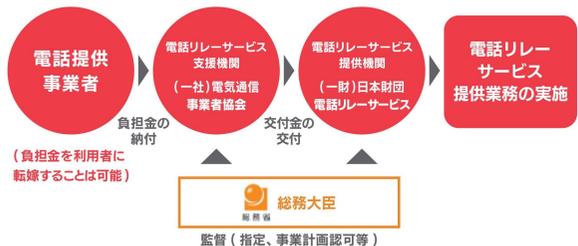
急な困りごと

コインパーキングのロックが壊れて車が出せなかったとき、看板に書いてあった緊急連絡先に電話リレーサービスでかけたところ、担当者が駆けつけてくれて、無事に駐車できました。



電話リレーサービスの制度概要

電話リレーサービスは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づき指定された電話リレーサービス提供機関が提供します。その提供に必要な費用は、電話提供事業者からの負担金を原資とする交付金で成り立つものです。交付金の交付や負担金の徴収業務は、同法に基づき指定された電話リレーサービス支援機関が行います。



よくあるご質問

Q. 身体障害者手帳を持ってなくても使えますか?
A. 使えます。詳しくは登録方法をご確認ください。

Q. 目の前にいる相手との会話で、電話リレーサービスを利用できますか?

A. できません。離れた場所にいる相手と通話するときのみご利用いただけます。

Q. 法人でも契約はできますか?

A. はい。月額料あり/なしプランをご用意しています。



登録方法

利用登録の対象

聴覚や発話に困難があり、手話または文字で電話を利用したい方

利用するには

きこえない人が利用するには、事前に登録が必要です。アプリをダウンロードして登録手続きをすれば、後日に電話リレーサービス用電話番号が郵送されます。

きこえる人が利用するには、登録は不要です。きこえない人の電話リレーサービス用電話番号を知っていれば、普段通りに通話を行うことができます。

準備するもの

インターネットにつながるスマートフォン、タブレット、パソコン



iPhoneの方



Androidの方



お問い合わせ

カスタマーセンター 9:30~17:00 (年末年始を除く)
手話・文字チャットでお問い合わせができます。

WEB: <https://www.nftrs.or.jp/contact/>
TEL: 03-6275-0912 FAX: 03-6275-0913

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
一般財団法人日本財団電話リレーサービス



手話動画のあるコンテンツ

手話で、文字で、電話を通訳。



電話の相手先
音声で電話



通訳オペレータ
手話や文字と
音声を通訳



聴覚や発話に
困難のある人
手話や文字で電話

法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです



かけたい時にいつでも電話ができます。



通常の電話と同様にどちらからでも発信ができます。



災害時や緊急時に110、119、118へ連絡ができます。

電話の世界がひろがる。 手話で、文字で、電話を通讯。

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)と、きこえる人(聴覚障害者等以外の人)との会話を通讯オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通讯することにより、電話で即時双方向につながる事ができるサービスです。



手話で、文字で、電話を通讯。



きこえない人は「手話」か「文字」で電話ができます。

きこえない人が電話をかけるときは、発信するたびに通讯方法を選択できます。

電話を受けるときは、アプリ等の登録情報から通讯方法を設定できます。

料金体系(通話料) きこえない人が利用するには、以下の2通りの料金体系からお選びください。

月額料なしプラン

月額料	通話料(固定電話着)	通話料(携帯電話着)
無料	16.5 円/分 税抜き15円	44 円/分 税抜き40円

月額料ありプラン

月額料	通話料(固定電話着)	通話料(携帯電話着)
178.2 円/月 税抜き162円	5.5 円/分 税抜き5円	33 円/分 税抜き30円

※緊急通報、フリーダイヤルは無料です。
※通話料は発信にかかるものです。「通讯」にかかる料金の負担はありません。

電話をする前に 知ってほしいこと

きこえない人へ

事前に内容を伝える

専門用語等を多く使う場合は、通讯相手呼び出す前に、通讯オペレータにあらかじめ内容を伝えておくことスムーズです。



会話を楽しむ

メールやFAXと違って、電話はリアルタイムで双方向にやりとりをします。通讯相手のことを意識することで、よりお互いに気持ちよく会話ができます。



「ちょっと待つ」の一言

きこえる人には音声情報のみが伝わっているので、通話中に黙っている時間があると不安を与えます。少し考えたい場合は相手に伝えると丁寧です。



詳しく見る▶



きこえる人へ

・電話リレーサービス用電話番号は050から始まる番号です。通常の電話と同様の着信があります。

・応答後、通讯オペレータから以下のアナウンスがあります。
“こちらは電話リレーサービスです。耳の聞こえない方などからのお電話を通讯しております。双方のお話を全て通讯いたします。よろしくお願ひします。”

・通讯オペレータは会話の内容をそのまま通讯します。代わりに交渉したり、用件を済ませたりしません。

詳しく見る▶



市町村初！2025年4月スタート！

電話リレーサービス

おおぶし
愛知県大府市が利用料を公費負担

2025年4月から電話リレーサービスの
利用料を大府市が負担します

6月8日(日)
午後2時から
大府市役所で
体験・登録会
開催

電話リレーサービスとは？

日本財団電話リレーサービスが提供している、聴覚や発話に困難がある人と、きこえる人との会話を通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳し、24時間365日、電話で双方向につながる事ができるサービスです。



こんなときに使えます！

- ✓ 事故・災害時
- ✓ 家族・友人との会話
- ✓ 仕事のやりとり

対象者

本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方が対象です。

- 聴覚や音声言語機能に障がいがあり、身体障害者手帳を持っている方
- 医師の診断で難聴または発語の困難が認められた方

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳の写し又は医療機関の診断書
- 対象者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

※ 未成年の登録には法定代理人の同意が必要です。

申請・お問い合わせ：
高齢障がい支援課 障がい福祉係 9番窓口

大府市 電話リレーサービス 地域登録

